

IV 用語の解説

1 主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ・ 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ・ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械および家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)など〕を販売する事業所
- ・ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理事務のみを行っている事業所を除く)

例) 家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

- ・ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
※ 修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ・ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所(代理商、仲立業)
※ 代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ・ 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)または家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- ・ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
※ 修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ・ 製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所)
例) 菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ・ ガソリンスタンド
- ・ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所など)で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所
- ・ 別経営の事業所
※ 官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所(1企業1事業所)をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所を

いう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(8) 従業者および就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」および「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」および「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

① 「個人業主」

個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給家族従業者」

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。

③ 「有給役員」

法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」

「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

⑤ 「臨時雇用者」

常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑥ 「他からの出向・派遣従業者」

別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」

従業者および臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」

パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(9) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産および株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(10) その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したもの。

その他の収入額の内訳区分は、次のとおりである。

①「修理料」

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。調査票の「販売商品に関する修理料収入」により算出した。

②「仲立手数料」

他人または他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。調査票の「商品売買に関する仲立手数料収入」により算出した。

③「製造業」

自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額および受託製造の加工賃収入額。調査票の「事業別売上(収入)金額」のうち、「製造品の出荷額・加工賃収入額」により算出した。

④「飲食部門」

注文に応じて調理した飲食料品を提供する事業の収入額および飲食できる設備を有しその場所で料理等を飲食させた収入額。調査票の「事業別売上(収入)金額」のうち、「飲食サービス事業の収入」により算出した。

⑤「サービス業」

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料など、サービスの提供に対する収入額。調査票の「事業別売上(収入)金額」のうち、「建設業、サービス関連産業A」、「情報サービス、インターネット付随サービス事業の収入」、「不動産事業の収入」、「物品賃貸事業の収入」、「学術研究、専門・技術サービス事業の収入」、「宿泊事業の収入」および「生活関連サービス、娯楽事業の収入」、「社会教育、学習支援事業の収入」、「上記以外のサービス事業の収入」を合算し、「販売商品に関する修理料収入」を減算することにより算出した。

⑥「その他」

上記①～⑤以外のその他の収入額。調査票の「事業別売上(収入)金額」のうち、「農業、林業、漁業の収入」、「鉱物、採石、砂利採取事業の収入」、「学校教育事業の収入」、「医療、福祉事業の収入」を合算することにより算出した。

(11)販売方法

①「現金販売」

現金で商品を販売した場合をいう。なお、商品券、小切手、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。

②「電子マネーによる販売」

非接触型ICカードで利用前にチャージを行うプリペイド方式により販売した場合をいう。なお、後払いのポストペイ方式により販売したものは、「③ 信用販売(イ 掛売・その他)」に含む。

③「信用販売」

・ クレジットカードによる販売

信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいう。

・ 掛売・その他

上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。

また、新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

(12)商品販売形態

①「店頭販売」

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞きも含む。

②「訪問販売」

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③「通信・カタログ販売」

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

④「インターネット販売」

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

⑤「自動販売機による販売」

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑥「その他」

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売および上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(13)セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、以下の3つの条件を兼ねている場合をいう。

- ・ 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。
- ・ 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。
- ・ 売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

例総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店 など

なお、商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(14)売場面積(小売業のみ)

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業(宅配専門)の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(15)立地環境特性

商店街の形成の有無および都市計画法に基づき、別表2の特性により区分・定義した。なお、一つの商店街とは、小売店、飲食店およびサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上集積しているものをいう。

(16)商業集積地区

商店街を形成している地域の立地環境特性をいう。概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。なお、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル(駅ビル、寄合百貨店等)は、原則として一つの商業集積地区とする。

商業集積地区と定義された区域は、設定基準に基づき集積細分11~15に細分する(「別表2 立地環境特性の区分および定義」参照)。

(17)大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法で定める店舗面積(小売業を行うための店舗に供される床面積)が1,000㎡を超える店舗で届け出のあったものを指す。

また、大規模小売店舗内に立地する商業事業所(小売)を大規模小売店舗内事業所という。